

令和 8 年度

国営土地改良事業地区調査
中川上流地区排水施設基本設計業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

第 1 章 総則
(適用範囲)
第 1 - 1 条

(目 的)
第 1 - 2 条

(場 所)
第 1 - 3 条

(一般事項)
第 1 - 4 条

(管理技術者)
第 1 - 5 条

(照査技術者)
第 1 - 6 条

令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水施設基本設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書(案)によるものとする。

本業務は、国営土地改良事業地区調査「中川上流地区」の一環として、国営かんがい排水事業(排水改良)の事業計画書(案)作成に必要な排水機場の基本設計を行うものである。

本業務の施行場所は、下表及び別添「施行位置図」に示すとおりである。

施設名	施行場所(計画予定地)
大堀排水機場	埼玉県久喜市中里地内
稲荷木落排水機場	埼玉県久喜市新井地内

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。

(3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(4) 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第 1-15 条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門等は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関する学術部門	—
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	—

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関する学術部門	—

	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	—
--	-----------------------	------	---

(2) 共通仕様書第1-7条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする

1) 業務計画作成時

2) 設計実施段階

3) 設計終了段階

4) 概算工事費積算取りまとめ段階

5) 点検・取りまとめ段階

6) その他、監督職員が指示した場合

(3) 本業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)
第 1 － 7 条

(配置技術者の確認)
第 1 － 8 条

(保険加入)
第 1 － 9 条

第 2 章 作業条件
(適用する図書)
第 2 － 1 条

(作業条件)
第 2 － 2 条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

共通仕様書第1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

受注者は、共通仕様書第1-37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

図 書 の 名 称	制定 (改訂) 年月	発行所
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 「ポンプ場」	平成30年5月	(公社) 農業農村工学会
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 「水路工」	平成26年3月	(公社) 農業農村工学会

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

(貸与資料)
第 2 - 3 条

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法を計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

貸与資料は、下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは、監督職員と協議するものとする。

資 料 名	数量
平成 31 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区施設整備計画検討業務 報告書	1 式
令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水計画 (案) その他作成業務 報告書	1 式
令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区地質調査業務 報告書	1 式
令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水機場構想設計検討業務 報告書	1 式
令和 3 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書 (案) 概定業務 報告書	1 式
令和 4 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区調査報告書とりまとめ業務 報告書	1 式
令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書 (案) 策定業務 報告書	1 式
令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書 (案) 策定その他業務 報告書	1 式
令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水計画検討業務 報告書	1 式
令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書 (案) とりまとめ業務 報告書	1 式
令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業費算定その他業務 報告書	1 式

(設計条件)
第 2 - 4 条

各排水施設の設計作業における設計条件は、以下のとおりである。

(1) 大堀排水機場洪水時ポンプ

洪水時初期吸水位 T.P. 6.9m

洪水時計画吐水位 T.P. 9.2m

計画最高実揚程 (洪水時計画吐水位 - 洪水時初期吸水位) 2.3m

洪水時排水量 18.5m³/s

(2) 稲荷木落排水機場洪水時ポンプ

洪水時初期吸水位 T.P. 7.5m

(貸与資料の取扱い) 第 2 - 5 条 (関連業務) 第 2 - 6 条	洪水時計画吐水位 T.P. 9.7m 計画最高実揚程(洪水時計画吐水位－洪水時初期吸水位) 2.2m 洪水時排水量 22.0m³/s 第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。 (3) その他に必要な資料については、監督職員と協議するものとする。 本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。 <table border="1" data-bbox="437 768 1396 1066"> <thead> <tr> <th>業務名</th><th>業務実施期間 (予定)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書 (案) 補足検討業務 (仮称)</td><td>R8. 6～R9. 3</td></tr> <tr> <td>令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区 排水計画補足検討業務 (仮称)</td><td>R8. 7～R9. 3</td></tr> </tbody> </table>	業務名	業務実施期間 (予定)	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書 (案) 補足検討業務 (仮称)	R8. 6～R9. 3	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区 排水計画補足検討業務 (仮称)	R8. 7～R9. 3
業務名	業務実施期間 (予定)						
令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書 (案) 補足検討業務 (仮称)	R8. 6～R9. 3						
令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区 排水計画補足検討業務 (仮称)	R8. 7～R9. 3						
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条 (作業の留意点) 第 3 - 2 条	本業務における作業項目及び数量は、別紙 1「作業項目内訳表」及び別紙 2「設計作業項目内訳表 (基本設計)」に示すとおりである。 なお、本業務において現地調査を行う必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、						

第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条 第5章 成果物等 (成果物) 第5-1条 (成果品の提出先) 第5-2条 第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(https://depadv.jco.msia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。なお、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初回 作業着手段階 第2回 中間打合せ(設計実施段階) 第3回 中間打合せ(設計終了段階) 第4回 中間打合せ(概算工事費積算取りまとめ段階) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打ち合わせ記録簿を作成し、上記の打ち合わせの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 (2) 打合せ場所 Web会議方式による。 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)により別途1部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販ファイル綴りで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 成果物の提出先は以下のとおりとする。 埼玉県深谷市仲町12-14 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 利根川中流支所 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2章に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
--	--

第 7 章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第 7－1 条	(5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係者協議等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。 (7) 揚程、キャビテーション、サージング等の計算について検討の必要が生じた場合。 (8) その他重要な変更が生じた場合。 この特別仕様書（案）に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。
---	---

令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査
中川上流地区排水施設基本設計業務

〔 作 業 項 目 内 訳 表 〕

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 量	備 考
1. 準備作業	本業務の実施にあたり必要な現地調査、資料の収集及び貸与資料の内容の把握を行う。	一式	
2. 大堀排水機場の基本設計	過年度業務成果を基に、大堀排水機場の基本設計を行う。	一式	設計作業項目内訳表は、別紙2参照
3. 稻荷木落排水機場の基本設計	過年度業務成果を基に、稻荷木落排水機場の基本設計を行う。	一式	設計作業項目内訳表は、別紙2参照
4. 照査	各作業項目の照査を行う。	一式	
5. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	一式	

設計作業項目内訳表（基本設計）

作業項目		作業内容	実施		備考
			大堀排水 機場	稲荷木落 排水機場	
1. 準備作業	(現地調査)	機場予定地点及びその周辺の地形、地質、現況諸施設について、基本設計のために必要な現地調査を行う。	○	○	
	(資料の検討)	基本設計のため貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。	○	○	
2. 設計計画	(比較検討)	過年度成果に基づき、ポンプ原動機の機種、台数、口径、機場位置、形式、基礎工の概定比較を行う。	○	○	
	(ポンプ及び附帯設備機場規模の検討)	機場諸施設の配置、規模を概定する。	○	○	
3. 水理計算	(揚程、キャピテーションの検討)	揚程、キャピテーションの計算を行う。			
	(ウォーターハンマの検討)	ウォーターハンマの計算を行う。			
	(サージングの検討)	サージングの計算を行う。			
4. 機場工の設計	(吸水槽)	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○	○	・基礎工は杭基礎を想定 ・機場本体と吸水槽は一体的な構造を想定
	(吐水槽)	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○	○	
	(沈砂池)	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○	○	
	(機場本体)	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。			
	(設計図作成・数量計算)	一般構造図を作成し、概略数量計算を行う。	○	○	
5. 樋門、樋管工の設計	(躯体工)	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○	○	・基礎工は杭基礎を想定
	(門柱)	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○	○	
	(胸壁、翼壁、水叩き)	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○	○	
	(操作室、管理橋)	主要寸法を概定する。部材断面を求める構造配筋計算は含まない。	○	○	
	(水門扉)	主要寸法を概定する。構造計算は含まない。	○	○	
	(設計図作成・数量計算)	一般構造図を作成し、概略数量計算を行う。	○	○	
6. 建屋の設計	(建物)	主要ポンプ及び附帯設備を収容し得る平面及び高さを決定し、平面縦断計画を行う。ただし、構造計算、設備設計は含まない。	○	○	
7. 護岸工の設計		護岸タイプと範囲を標準断面図に明示し、概略数量計算を行う。	○	○	
8. 土工計画		標準断面図による概略数量計算を行う。	○	○	
9. 仮締切堤設計		締切のタイプと範囲を標準断面図に明示し、概略数量計算を行う。			
10. 山留工設計		山留タイプと範囲を標準断面図に明示し、概略数量計算を行う。	○	○	
11. 概算工事費積算		主要工事数量と、事例等による単価で、概算工事費を算定する。	○	○	
12. 照査		照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	○	
13. 点検取りまとめ		成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○	○	